

YKKグループの従業員の皆さまへ



あなたや家族
の
みかた

ワイド傷害保険のご案内 (傷害総合保険)

みかた

1

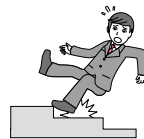
ご自身や家族のケガの補償が、
入院・通院**1日目**から対象になるので、安心です。

例えば
こんなケガが
対象になります！

工作中に機械に手を
挟まれてケガして通院



段差に躓いて転んで
通院



子供がバスケットボールの練習中に
相手とぶつかり骨折して入院



みかた

2

国内・国外を問わず補償され、
保険料は一般加入より約43%も
おトクで家計にやさしい！

(団体割引25%+過去の損害率による割引25%)

YKKの仲間が、
あなたの「もしも」を支えます。

2024年度の支払実績

お支払件数 **812件**



YKK従業員の
3人に1人
が加入中！

みかた

3

離れて暮らす両親や兄弟姉妹も加入できるから
万が一、監督義務者として法律上の賠償責任を負っても
お役に立てる！

さらに！個人賠償責任補償も全コースにセット！

自転車に関する賠償事故やケガが
24時間補償の対象になる！

学校や自治体で自転車保険の加入を義務付けられていませんか？
そんなあなたの役に立ちます。

自転車損害賠償責任保険等
加入義務化自治体
全国34都府県



申込締切日	2026年5月18日(月)
保険始期日	2026年8月1日(土)
保険料のお支払方法	2026年10月度給与より毎月天引き
社内窓口	YKKビジネスサポート株式会社 保険サービス部 黒部保険センター (TEL: 0765-54-8668) 東京保険センター (TEL: 03-3864-2066)
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社(幹事)

2026年度 ワイド傷害保険の ご案内 (傷害総合保険)

〔傷害総合保険にご加入の皆さまへ〕 2025年10月1日以降に保険始期が開始するご契約について、傷害総合保険の保険金額および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

ワイド傷害保険の特長

YKKグループの
特典

(団体割引25%+過去の損害率による割引25%)

約**43%**
おトク

日常生活の事故やケガをサポート。
レジャーや業務中・通勤などの「もしも」に。

ご本人はもちろん、ご家族のアクシデントにもお役に立つ
「ファミリーコース」もあります。

ケガによる入院・通院・手術、
万が一の死亡・後遺障害にそなえて

傷害総合保険

ファミリーコース

パーソナルコース



日常生活における偶然な事故によって
法律上の損害賠償責任が生じたとき

個人賠償責任補償特約

保険金額3億円*

示談交渉
サービス付き
(日本国内のみ)

*ファミリーコースのFAタイプ、パーソナルコースのPAタイプは保険金額1億円となります。

YKKグループ内で多くの皆さまにご加入・ご利用いただいております。



春から自転車通勤しはじめた僕、

この前、曲がり角で、人とぶつかりそうになってヒヤリ。
寸前のところで、大事にはいたらなかったけど、もしぶつかって
いたら、ぜったい家族にはメークをかけられないな…
そんな時、先輩からワイド傷害保険のコトをきいて
加入し、とりあえずひと安心。
もちろん、安全運転にも気をつけているよ！

離れて暮らす兄夫婦から、親の介護について相談を受けました。

「近頃、お義父さんがひとりでふらっと出かけることが多くなってきたの…」と。
TVでも話題になった「監督義務者としての責任」の報道もあったし、
この機会にそなえようと加入しました。
賠償責任1億円だけでなく、ケガによる入通院の補償もあるから、
自分なりの親孝行かなって思ってます。



部活を始めた息子、毎日レギュラー目指してがんばっています。

この前、初めて夫と試合を見に行きましたが、負けん気の強い息子は
接触プレーも多くて、ケガをしないかヒヤヒヤ。
それに最近、帰りが遅くなるから自転車通学を検討しているんだけど、
学校から保険に加入しないとNGと言われちゃって…
でも、ワイド傷害なら、たった500円のワンコインだから
家計にもやさしいし、本当にこの制度があってよかったわ。



賠償事故の中でも、社会問題化している 「自転車を取り巻く事故のリスク」について考えてみませんか？



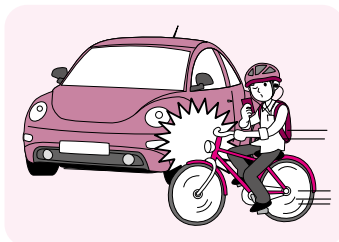
自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたりするケースもあります。以下の3つの事故のリスクをしっかりと認識しましょう。

（ケースⅠ）
加害者となり
責任を問われる場合

①他人にケガをさせる



②他人の財物を壊す (損害を与える)



（ケースⅡ）
被害者となる場合

③自分のケガ



「自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない…」決してそんなことはありません。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。

自転車での加害事故例とその賠償額

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

賠償金	事故の概要	裁判所 (判決年)
約9,521万円	小学生が夜間に自転車で走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は意識不明の重体となった。	神戸地裁 (2013年)
約9,330万円	高校生がイヤホンで音楽を聞きながら無灯火で走行中、警察官と衝突。警察官は約2か月後に死亡した。	高松高裁 (2020年)
約9,266万円	高校生が車道を斜めに横断し、対向自転車の男性（24歳）と衝突。相手の男性は言語機能喪失などの重い後遺障害を負った。	東京地裁 (2008年)
約5,000万円	男性が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、歩行者の女性と衝突。女性は歩行困難となり後遺障害を負った。	横浜地裁 (2005年)
約4,746万円	男性が自転車で赤信号を無視して横断歩道に進入し、歩行中の女性（75歳）に衝突。女性は頭を強く打ち、5日後に死亡した。	東京地裁 (2014年)

(裁判所の公開判例より)

自転車事故における被害者救済の観点から、
条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を
義務化する動きが広がっています。

地方公共団体の条例の制定状況

(2024年4月1日現在)

条例の種類

都道府県

義務

▶ 34 都府県

宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

努力義務

▶ 10 道県

北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県*、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典：国土交通省 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について

*2026年秋 義務化に向けた条例改正が予定されています

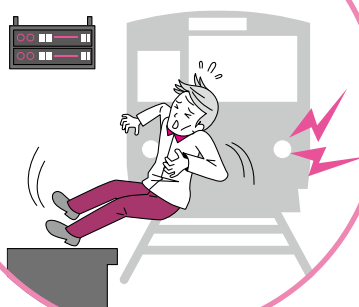
こんな事故による賠償責任も補償の対象になります。

受託品も
補償します

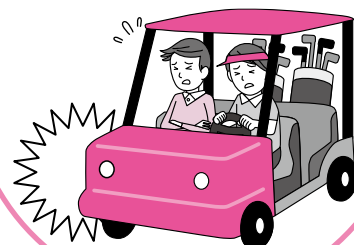
- マンションなどの階下に水漏れさせてしまった。



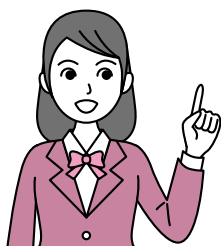
- 誤って路線内に立ち入り電車を停めてしまった。



- ゴルフ場で誤って、ゴルフカート(車体)を破損してしまった。



すべてのタイプ



友達から借りたものやレンタル用品なども
個人賠償責任補償特約で100万円を限度に補償します。
※受託品は国内で正当な権利を有する方から、受託した財物に限ります。



例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

犯罪行為・闘争行為

置き忘れ・紛失

以下の受託した財物はお支払いの対象となりません。

携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、通貨、貴金属、宝石、クレジットカード、プリペイドカード、不動産、サーフボード、ドローン、1個もしくは1組または1対で100万円を超える物など

ワイド傷害保険ではすべてのコースに個人賠償責任の補償がついているから安心です。自分のためだけでなく、家族のためにもご加入を検討してみませんか？



YKKグループでは他にも下のような事例でご利用いただいています。

YKKグループでのお支払 事例①

自転車で通勤途中、小学生とぶつかってケガさせてしまった。

挫傷の治療費用を賠償 (3万円)



YKKグループでのお支払 事例②

スノーボードに行っていて、バランスをくずしてリフトに衝突。

打撲と骨折の入通院治療 (9万円)



YKKグループでのお支払 事例③

自転車に乗っていて、車とぶつかりそうになり転倒。

骨折入通院治療と股関節リハビリ治療 (12万円)



※これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

(損保ジャパン調べ)

SOMPO

無料電話相談

健康・生活サポートサービスのご案内

介護や健康などの悩み、1人で抱えていませんか？

1人で介護するのは大変。
何か受けられるサービスは
あるのかな。

なんだか
やる気が出ない。

ネットの情報が多すぎて
何を信じれば良いのか
わからない。



仕事や介護で忙しい加入者・被保険者の方に気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。

“保険” という補償だけでなく 「安心・安全」にまつわるサービスをご紹介します。

24時間・365日受付

●介護関連のご相談

24時間・365日受付

介護方法・福祉サービスの
情報提供など介護相談全般
にお応えします。



●健康・医療のご相談

24時間・365日受付

病気に関するご相談や、医療につ
いてのお悩みなど、様々な相談に
経験豊富な看護師等専門医療ス
タッフが電話でお応えします。



●メンタルITサポート (WEBストレスチェック)

24時間・365日受付

ホームページにアクセス
することによりストレス
チェックが実施できます。

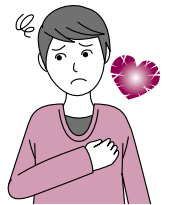


●メンタルヘルスのご相談

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わる
カウンセリングを行います。

利用時間

平日 9:00～22:00
土曜 10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29～1/4)
を除きます。



その他

24時間・365日受付

- 医療機関情報提供サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- こどものお悩みホットライン
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。サービスをご利用の際には損保ジャパン(巻末P19参照)へご連絡ください。

※ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

※ご利用は日本国内からにかぎりませす。

※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

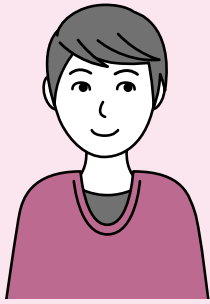
※1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数の制限をお伝えする場合があります。

※応対者の指名はできません。

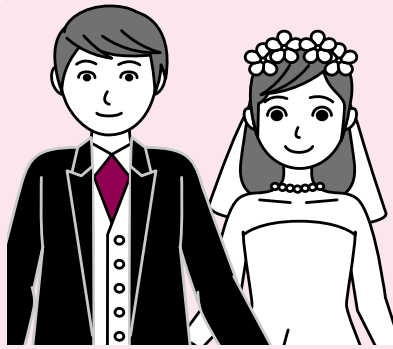
※ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

※相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

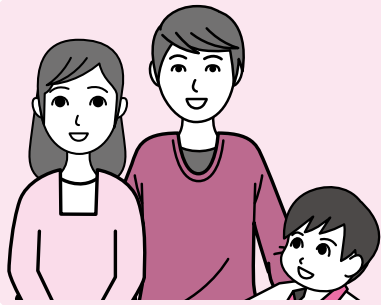
家族構成別のモデルケース



独身の場合
 パーソナルコース
PAタイプ
500円



ご夫婦の場合
 パーソナルコース
PAタイプ
1,000円
 (500円×2人)



ご家族3人の場合
 パーソナルコース
PAタイプ
1,500円 (500円×3人)

パーソナル
コース

どのタイ
個人賠償責任の補償

安心



入通院補償をより充実させたい方は、各コー

パーソナル
コース

PAタイプ
500円

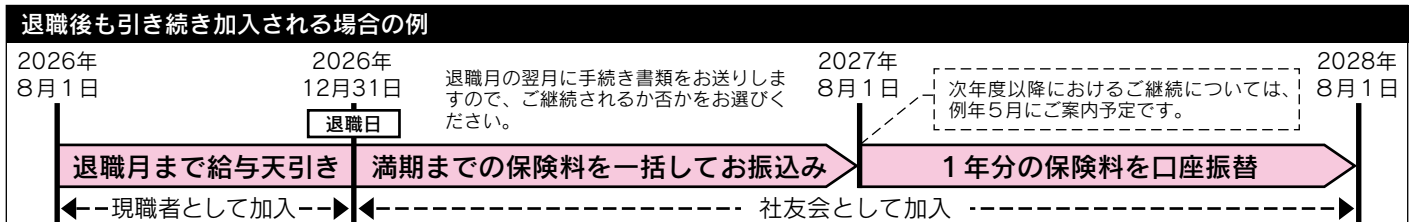
PBタイプ
700円

PCタイプ
1,300円

PDタイプ
1,900円

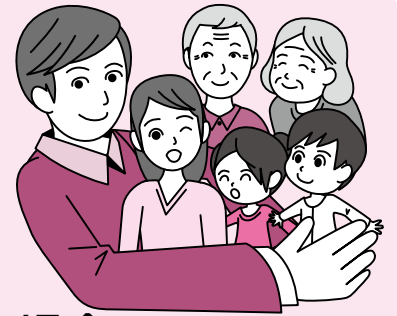
退職時におけるお手続き

■ 社友会会員の方にかぎり、退職後も引き続きご加入いただくことができます。
 (社友会への入会要件：退職時の年齢が50歳以上、かつ、勤続年数が25年以上の方)



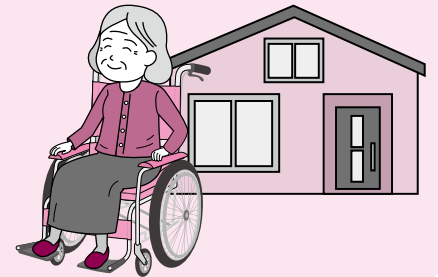
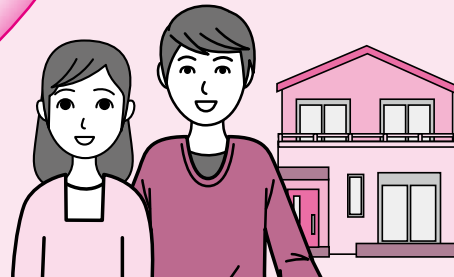
ファミリーコース

ご家族が4人以上なら
まとめて入れる
ファミリーコースが
お得です



ご家族4人以上の場合
ファミリーコース
FAタイプ 1,800円

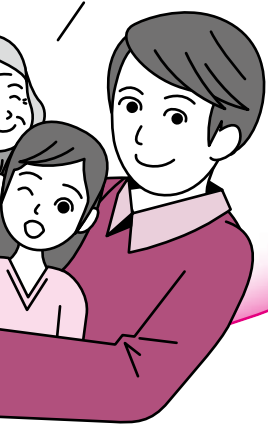
ご夫婦と実家の家族(1名)の場合
パーソナルコース
PAタイプ 1,500円 (500円×3人)



※各コースの記載金額は月払保険料です。

プにも
がついているから

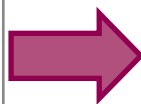
です



スの加入タイプをランクアップしてみてもいい？

ファミリーコース

FAタイプ
1,800円



FBタイプ
2,500円

さらに充実させたい場合は、ファミリーコースにパーソナルコースを追加することで、手厚く備えることも可能です。

■退職後引き続き加入される場合の加入内容は、以下のとおりとなります。

退職前の加入内容		退職後 満期日までの加入内容	退職後の満期日以降における加入内容
ファミリーコース	FAタイプ	FAタイプ または FBタイプ	FAタイプ または FBタイプ
	FBタイプ		
パーソナルコース	PAタイプ	PAタイプ または PBタイプ または PCタイプ	PAタイプ または PBタイプ または PCタイプ
	PBタイプ		
	PCタイプ		
	PDタイプ		

加入要領について

特長

〈傷害事故〉

- ◆24時間365日、業務上・業務外を問わず補償します！ ◆国内・国外を問わず補償します！
- ◆1日の入通院でも補償します！ ◆入院は1,000日まで補償します！
- ◆「地震・噴火またはこれらによる津波」によるケガも補償します！
- ◆ファミリーコースはご本人以外は無記名で家族全員※が対象となります。※家族全員の範囲はP8をご確認ください。

〈賠償事故〉

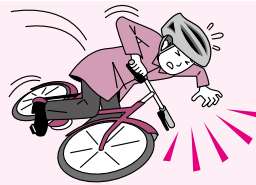
- ◆国内・国外を問わず補償します！
- ◆日常生活の法律上の損害賠償事故を補償します！
- ◆パーソナルコース・ファミリーコースともに被保険者（保険の対象となる方）は以下のとおりとなります。
 - ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

こんなとき、ワイド傷害保険がお役に立ちます!!

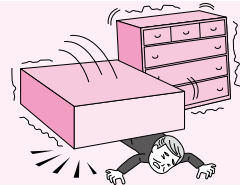
傷害事故



仕事中に機械に手を挟まれてケガ



自転車で転倒してケガ

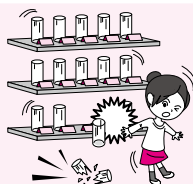


地震でダンスの下敷きになりケガ

賠償事故



自転車事故による賠償

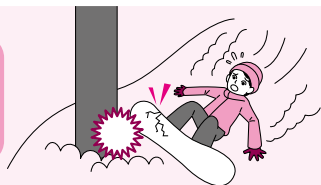


店の商品を子供が壊す



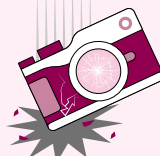
誤って電車を停めてしまった

受託品



レンタル用品を壊してしまった

受託品



借りたカメラを壊してしまった

対象となる主な賠償事例

- 被害者の入院費・治療費
- 被害者の休業損害
- 被害者の治療に要する交通費
- 被害者の財物の修復費用
- 訴訟費用・弁護士費用等

個人賠償責任示談交渉サービス付き！
(日本国内のみ)

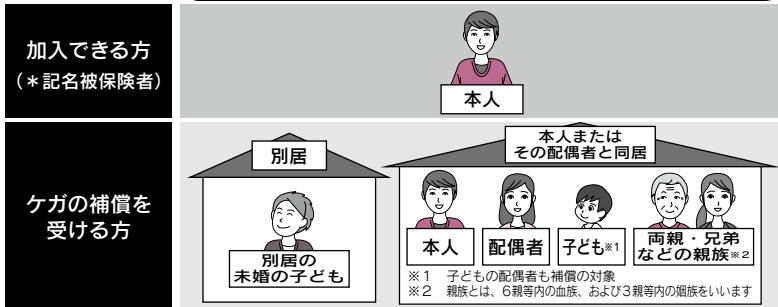
保険金のお支払方法等重要な事項は、「ワイド傷害保険のあらまし」(P12)以降に記載されていますので必ずご参照ください。

加入対象者	Y K K株式会社およびその子会社・関連会社の役員および従業員（現職）
被保険者	Y K K株式会社およびその子会社・関連会社の役員および従業員（現職）またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・同居の親族）
保険期間	2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで
保険料のお支払方法	2026年10月度給与より毎月天引き
申込締切日	2026年5月18日（月）
社内窓口担当	Y K Kビジネスサポート株式会社 保険サービス部 黒部保険センター／東京保険センター（※連絡先は表紙をご確認ください）

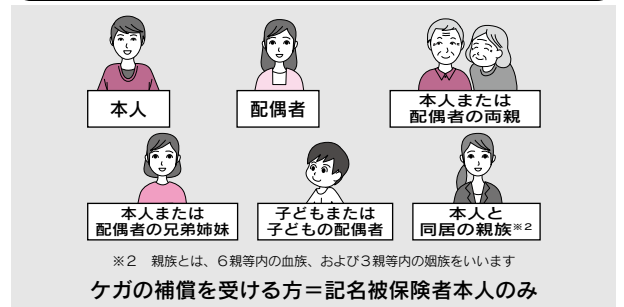
⚠️ ご注意ください!

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ファミリーコース



パーソナルコース



賠償責任の補償を受ける方 = 記名被保険者 + 記名被保険者の配偶者 + 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 + 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

タイプ別保険料／保険金額一覧 (保険期間1年、職種級別A級、団体割引25%、過去の損害率による割引25%) (天災危険補償特約セット)

◆ファミリーコース

				今年度募集 (2026年度)
FAタイプ	本人 配偶者 親族 (共通)	月払保険料 1,800円	死亡・後遺障害保険金額※1	10万円
			入院保険金日額※1	2,000円
			通院保険金日額※1	1,900円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※2	1億円
FBタイプ	本人 配偶者 親族 (共通)	月払保険料 2,500円	死亡・後遺障害保険金額※1	10万円
			入院保険金日額※1	3,520円
			通院保険金日額※1	2,500円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※2	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

(※1) 本人・配偶者・親族 それぞれ同額の保険金額となります。

(※2) 日本国内で正当な権利を有する方から、受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は13ページをご覧ください。

◆パーソナルコース

				今年度募集 (2026年度)
PAタイプ	本人	月払保険料 500円	死亡・後遺障害保険金額	10万円
			入院保険金日額	2,000円
			通院保険金日額	1,500円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※	1億円
PBタイプ	本人	月払保険料 700円	死亡・後遺障害保険金額	50万円
			入院保険金日額	2,900円
			通院保険金日額	2,100円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※	3億円
PCタイプ	本人	月払保険料 1,300円	死亡・後遺障害保険金額	100万円
			入院保険金日額	6,300円
			通院保険金日額	4,100円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※	3億円
PDタイプ	本人	月払保険料 1,900円	死亡・後遺障害保険金額	500万円
			入院保険金日額	7,600円
			通院保険金日額	5,100円
			個人賠償責任補償 (自己負担額なし) ※	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

(※) 日本国内で正当な権利を有する方から、受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は13ページをご覧ください。

加入申込書の記入方法

加入手続きについて

加入申込書をご提出いただくのは、以下の場合の方のみです。

- ① 新規加入の方
- ② ご加入タイプを変更したい方
- ③ 被保険者の情報（氏名・続柄など）に変更がある方
- ④ 継続しない方

STEP 1

現在のご加入内容を確認してください。

現在のご加入タイプでそのまま継続される方と、今回も加入しない方は、加入申込書のご提出は不要です。

STEP 2

ファミリーコース、パーソナルコース、必要に応じてそれぞれご記入ください。

新規加入

- ① 被保険者氏名
(ファミリーコースは世帯主)
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 職種名
- ⑤ 加入者との続柄
- ⑥ お申込欄の
・ご加入タイプ ・月払保険料
以上をご記入ください。

タイプ変更

現在のご加入内容欄の印字内容を二重線で抹消し、お申込欄にご希望の
・ご加入タイプ ・月払保険料
をご記入ください。

被保険者の情報変更

印字内容を二重線で抹消し、余白にご記入ください。
(漏れがある場合は補記ください)

継続しない

継続しない欄の脱退に○をご記入ください。

継続しない

脱退

YKKグループ ワイド傷害保険加入申込書

海外フラグ	ソート順	人事担当	人事サブ領域	勤怠担当	会社コード	組織ユニット
521	-				523	
従業員番号		原価センタ		加入者ご署名またはご捺印		
522		524		告知義務などの内容を確認し、 個人情報の取扱いに同意のうえ、 加入（脱退）を申し込みます。		
氏名 (カナ)		507カタカナでご記入ください		STEP 4 印		
生年月日		513 ③ 昭和 ④ 平成 ⑤ 令和 年 月 日		性別 512 ① 男 ② 女		

被保険者氏名 (カタカナ)	性別	加入者との続柄
600カタカナでご記入ください	602 ① 男 ② 女	VG2 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子供 ④ 親 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他
生年月日 603 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成 ⑤ 令和 年 月 日	★職種名 (必須) VJ9	

被保険者氏名 (カタカナ)	性別	加入者との続柄
610カタカナでご記入ください	602 ① 男 ② 女	VG2 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子供 ④ 親 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他
生年月日 613 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成 ⑤ 令和 年 月 日	★職種名 (必須) VQ9	

被保険者氏名 (カタカナ)	性別	加入者との続柄
620カタカナでご記入ください	623 ① 男 ② 女	VR2 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子供 ④ 親 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他
生年月日 623 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成 ⑤ 令和 年 月 日	★職種名 (必須) VT9	

被保険者氏名 (カタカナ)	性別	加入者との続柄
630カタカナでご記入ください	642 ① 男 ② 女	VU2 ① 本人 ② 配偶者 ③ 子供 ④ 親 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他
生年月日 643 ② 大正 ③ 昭和 ④ 平成 ⑤ 令和 年 月 日	★職種名 (必須) VW9	

前頁からの続き	★他の保険契約等	過去3年間に傷害保険金 (1事故5万円以上) を請求または受領したことがある	STEP 2 新規加入タイプ変更	バック
527 ① あり	520 ⑨ あり (別紙添付)			108D

●死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

加入者および被保険者は、募集文書 (https://www.sompo-japan.co.jp/)

WEB手続きの方は、YKKビジネスサポート株式会社 保険サービス部のホームページよりお手続きください。

申込期限

5月18日(月) 必着

損害保険ジャパン株式会社 宛
貴会社の下記保険の普通保険約款および特約条項を承認し、下記記載事項を確認の上保険契約を申し込みます。また、事故発生の際に保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。

〈帳票54402〉

〈1枚目〉提出用(保険会社用)

証券番号	912610A027
申込締切日	2026年5月18日(月)
保険期間	2026年8月1日より 2027年8月1日まで1年間

加入申込書の提出について
 1枚目と2枚目をご提出ください。
 表紙と3枚目はお客様控となりますのでお手元に保管してください。

STEP 3

申込日	2026年 月 日
合計保険料	542 円

ご提出の際は、「申込日」と「合計保険料」を必ずご記入ください。(加入しない場合は0円と記入)

STEP 3 申込日(記入日)、合計保険料をご記入ください。

STEP 4 加入者ご署名またはご捺印ください。
 (ご捺印の場合は「〈1枚目〉提出用(保険会社用)」のみ)

STEP 5 表紙およびお客様控を切り離し、「〈1枚目〉提出用(保険会社用)」「〈2枚目〉提出用(代理店用)」を保険サービス部へご提出ください。

現在ご加入内容	お申込欄	継続しない	保険会社使用欄 (被保険者番号)
同居親族 ご加入タイプ B00 月払保険料 0A0 円	ご加入タイプ B00 月払保険料 0A0 円	脱退	VG1
同居親族 ご加入タイプ B10 月払保険料 0E0 円	ご加入タイプ B10 月払保険料 0E0 円	脱退	VK1
同居親族 ご加入タイプ B20 月払保険料 0J0 円	ご加入タイプ B20 月払保険料 0J0 円	脱退	VN1
同居親族 ご加入タイプ B30 月払保険料 0N0 円	ご加入タイプ B30 月払保険料 0N0 円	脱退	VR1
同居親族 ご加入タイプ B40 月払保険料 0S0 円	ご加入タイプ B40 月払保険料 0S0 円	脱退	VU1

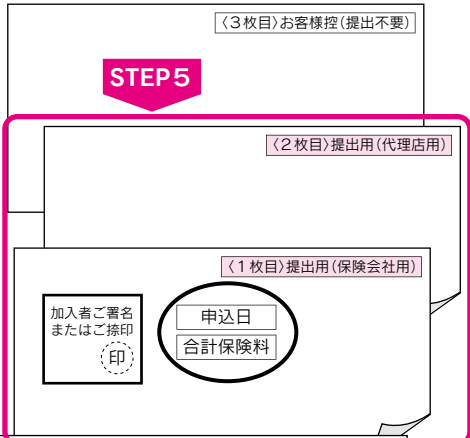
新規加入の方・タイプ変更の方・継続しない方はこちらにご記入ください

提出をお願いします。

ワオフィス使用欄	1092
----------	------

STEP 1

STEP 2 継続しない
出席番号



STEP 5

YKKグループワイド傷害保険のお申込方法について兼加入申込書(表紙)記入例

〈2枚目〉提出用(代理店用) および
 〈1枚目〉提出用(保険会社用) をご提出ください

「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
 (※) 傷害保険の場合、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

9-V9277-0800 2/4

もしも、アクシデントが起きた場合

傷害事故

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合、 保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。	
1	事故サポートセンター（0120-727-110）へ電話で連絡 ※LINEでの事故報告も可能
2	損保ジャパンから「保険金請求書類」が到着
3	治療完了後（または、通院のみの場合は事故日から90日経過後）、 「保険金請求書類」およびその他必要書類を取扱代理店（または損保 ジャパン）へご提出
4	ご指定された預貯金口座へ損保ジャパンから振込み

以下の点を整理・明確にして、
ご報告をお願いします。

- ①誰が？ ②いつ？
- ③どこで？
- ④どうやって？
- ⑤どうなった？



巻末（P19）
取扱代理店へ
ご連絡ください

賠償事故

事故日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合、 保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。	
事故が発生した場合には、必ず損保ジャパンにご相談ください。 事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いに なったりした場合は、保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。	
1	事故サポートセンター（0120-727-110）へ電話で連絡 ※LINEでの事故報告も可能
2	損保ジャパンから電話で事故状況等について、確認の連絡が入る （事案によって電話がない場合もございます）
3	損保ジャパンが相手方と示談交渉を行う（注）
4	示談交渉後、ご指定された預貯金口座へ損保ジャパンから振込み （保険金は原則として被保険者から相手方への賠償金を支払った後 にお支払いします）

以下の点を整理・明確にして、
ご報告をお願いします。

- ①誰が？ ②いつ？ ③どこで？
- ④誰に？（何を？）
- ⑤どうやって？
- ⑥どうなった？



（注）示談交渉サービスのご提供にあたっての条件等は、「注意喚起情報のご説明」をご確認ください。
（※）「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です



LINEでの保険金請求なら…
 仕事や運転中など
 忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！
 事故報告・保険金請求について、
 24時間365日、いつでもご連絡が可能です。



損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
 事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！



LINEの公式アカウントは
こちらから

LINE請求時には下記
情報が必要です。
 ・証券番号（※1）
 ・加入者番号（※2）



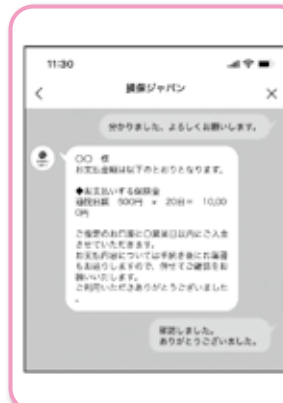
トーク画面から
事故の連絡

傷害保険のみ対応

24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡！
 ご連絡の際は「加入者番号」
 を必ずご入力ください



保険金請求も
チャットで完結

チャット：全保険商品対応
 保険金請求：傷害保険

チャットや画像で
履歴が残るので（※3）
分かりやすい

書類の記入・郵送
が不要（※4）

最短30分で
お手続き完了

（※1）証券番号は、「912610A027」を入力してください。
 （※2）加入者番号は、従業員番号7桁を入力してください。
 （※3）チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
 （※4）ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。

ワイド傷害保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

※注1 加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

※注2 保険期間を通じて、定期的と同様部位・症状で受傷される方は、お申し込み（継続を含みます。）をうけたまわれない場合がございます。

ワイド傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	Y K K 株式会社
保険期間	2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで
申込締切日	2026年5月18日（月）

引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者	Y K K 株式会社およびその子会社・関連会社の役員および従業員	
被保険者	ファミリーコース（FA～FB）	被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
	パーソナルコース（PA～PD）	被保険者本人のみが保険の対象となります。

お支払方法 2026年10月度分給与から毎月控除となります。（12回払）

お手続き方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のY K K ビジネスサポート株式会社 保険サービス部 黒部保険センターまでご送付ください。		
	ご加入対象者		お手続き方法
	新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
	既加入者の皆さま	前年と同じ条件のプラン（送付した加入申込書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」をご提出いただきます。	
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入申込書」をご提出いただきます。	

※「前年と条件を変更して継続加入を行う場合」には、あらかじめ加入申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入申込書の修正方法等はY K K ビジネスサポート株式会社 保険サービス部までお問い合わせください。
 (注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別は、職種別表をご確認ください。

中途脱退 などの変更 この保険の脱退（解約）は、団体の取り決めにより、保険の対象となっている方の死亡・離婚・退職等の事由にかざられますので、加入後のその他の事由による中途加入、加入タイプの変更、脱退（解約）等はできません。その他の事由による変更、脱退（解約）および新規加入については、本パンフレットに同封の加入申込書の提出でのみ受付が可能ですので、ご注意ください。（申込締切日：5月18日（月））

団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ワイド傷害保険の補償内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 (注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 地震、噴火またはこれらによる津波による損害の場合も下記に該当する場合、傷害保険金をお支払いする対象となります。

「急激かつ偶然な外来の事故」について	<ul style="list-style-type: none"> ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
--------------------	--

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦誤嚥（※1）によって生じた肺炎 ⑧入浴中の溺水 ⑨戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※2）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000日限度)$	(次のページに続きます。)

ワイド傷害保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	<p>手術 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。 ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p style="text-align: center;">〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1) 次の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。</p>	<p>(前ページからの続きです。)</p> <p>①ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ②自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p> <p>※1 食物、唾液、胃液、胃内容物等が誤って気管に入ることをいいます。 ※2 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 ※3 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>通院 保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	
賠償責任(国内外補償)	<p>個人賠償 責任 (注)</p> <p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する方から、受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路上に立ち上ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。なお、被保険者本人またはその配偶者との縁柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産</p> <p>など</p> <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など</p> <p>(※1) 次のア. からエ. までのいずれかにかぎらずのものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

(注) 補償内容が同様の契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。(ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。)
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

クーリングオフ	この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。					
ご加入時における注意事項(告知義務等)	<p>●ご加入の際は、被保険者の生年月日(満年齢)、性別、職業・職種、他の保険契約の加入状況等、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</p> <p>〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">告知事項</td> <td>被保険者ご本人の職業または職務</td> <td>*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</td> </tr> <tr> <td>他の保険契約等(※)の加入状況</td> <td></td> </tr> </table> <p>(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p>●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していたことにはなりません。</p> <p>●告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p>	告知事項	被保険者ご本人の職業または職務	*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。	他の保険契約等(※)の加入状況	
告知事項	被保険者ご本人の職業または職務		*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。			
	他の保険契約等(※)の加入状況					
ご加入後における留意事項(通知義務等)	<p>●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。</p> <p>■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p> <p>●加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。</p> <p>●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。</p> <p>●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。 (被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 (重大事由による解除等)</p> <p>●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>〈他の身体障害または疾病の影響〉</p> <p>●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>					
責任開始期	保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まります。					

ワイド傷害保険

(前ページからの続きです。)

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明) (続き)

<p>事故がおきた場合の取扱い</p>	<p>●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。</p> <p>●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。</p> <p>(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など <p>●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="311 526 1500 1019"> <thead> <tr> <th>必要となる書類</th> <th>必要書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類</td> <td>保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など</td> </tr> <tr> <td>② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類</td> <td>傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など</td> </tr> <tr> <td>③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類</td> <td>①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など</td> </tr> <tr> <td>④ 保険の対象であることが確認できる書類</td> <td>売買契約書(写)、保証書 など</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類</td> <td>同意書 など</td> </tr> <tr> <td>⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類</td> <td>示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など</td> </tr> <tr> <td>⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類</td> <td>他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。</p> <p>(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。</p> <p>(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。</p> <p>●上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。</p>	必要となる書類	必要書類の例	① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など	② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など	③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など	④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など	⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など	⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
必要となる書類	必要書類の例																
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など																
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など																
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など																
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など																
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など																
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など																
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など																
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(P12・P13)をご確認ください。</p>																
<p>中途脱退と中途脱退時の返れい金等</p>	<p>この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。</p> <p>(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。</p> <p>また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。</p> <p>詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>																
<p>複数の保険会社による共同保険契約の締結</p>	<p>この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。</p> <p>損保ジャパン(幹事保険会社)は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1433 1508 1523"> <thead> <tr> <th>引受保険会社</th> <th>引受割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害保険ジャパン株式会社(幹事)</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	引受保険会社	引受割合	損害保険ジャパン株式会社(幹事)	95%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5%										
引受保険会社	引受割合																
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	95%																
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5%																
<p>保険会社破綻時の取扱い</p>	<p>引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。</p> <p>この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。</p> <p>(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。</p> <p>(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。</p> <p>(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。</p>																
<p>個人情報の取扱いについて</p>	<p>○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。</p> <p>○損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。</p> <p>①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。</p> <p>②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。</p> <p>③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。</p> <p>④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。</p> <p>⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。</p> <p>なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。</p> <p>個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。</p> <p>加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。</p>																

ご加入内容確認事項

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額
 保険期間 保険料、保険料払込方法
 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがなにかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。（※）

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

- ファミリーコースにご加入になる方のみご確認ください
 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

もう一度
ご確認ください。



3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

※『YKKグループワイド傷害保険のご案内』は、職種級別A級の保険料を表示しております（P8参照）。

職種級別の告知に誤りがあり、B級の方がA級として加入され保険事故が発生した場合、ご加入いただいた加入タイプの保険金額を下記のとおり読み替え、保険金をお支払いいたします。

（保険期間1年、団体割引25%、過去の損害率による割引25%、天災危険補償特約セット）

◆ファミリーコース

加入タイプ		FAタイプ		FBタイプ		
職種級別		A級	B級	A級	B級	
対象者	月払保険料	1,800円	1,800円	2,500円	2,500円	
本人 配偶者 親族 (共通)	補償内容	死亡・後遺障害保険金額（※1）	10万円	10万円	10万円	10万円
		入院保険金日額（※1）	2,000円	1,950円	3,520円	3,150円
		通院保険金日額（※1）	1,900円	1,600円	2,500円	2,150円
		個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※2）	1億円	1億円	3億円	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

（※1）本人・配偶者・親族 それぞれ同額の保険金額となります。

（※2）日本国内で正当な権利を有する方から、受託した財物（受託品）を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は13ページをご覧ください。

◆パーソナルコース

加入タイプ		PAタイプ		PBタイプ		
職種級別		A級	B級	A級	B級	
対象者	月払保険料	500円	500円	700円	700円	
本人	補償内容	死亡・後遺障害保険金額	10万円	10万円	50万円	50万円
		入院保険金日額	2,000円	1,200円	2,900円	1,600円
		通院保険金日額	1,500円	1,000円	2,100円	1,400円
		個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※）	1億円	1億円	3億円	3億円

加入タイプ		PCタイプ		PDタイプ		
職種級別		A級	B級	A級	B級	
対象者	月払保険料	1,300円	1,300円	1,900円	1,900円	
本人	補償内容	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	500万円	500万円
		入院保険金日額	6,300円	3,300円	7,600円	3,400円
		通院保険金日額	4,100円	2,750円	5,100円	3,150円
		個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※）	3億円	3億円	3億円	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

（※）日本国内で正当な権利を有する方から、受託した財物（受託品）を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は13ページをご覧ください。

一般加入と比べておトク!! 是非、現在ご加入の自動車保険と比べてください!!



おかげさまで2026年も!!
自動車保険大口団体扱割引の適用が決定しました!
大きな割引は、YKKグループ従業員ならではの特権です!
5大メリットをフル活用で、節約を実現してください!

★5つのメリット★

メリット 1 大口団体扱割引がある!

YKKグループの従業員ならではの!の大口団体扱割引です!

- 大口団体扱増引率は、YKKグループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。
- 大口団体扱割引は保険始期が2026年4月1日～2027年3月31日のご契約に適用されます。
- 団体扱契約は、一括払いで5%の割引が適用されます。



メリット 2 従業員はもちろん、そのご家族も対象!

- 従業員本人
- 配偶者
- 本人または配偶者*の同居のご親族
- 本人または配偶者*の別居の扶養親族の方が
所有・使用のお車までOK!

※配偶者には内縁の相手および同性パートナーを含みます。



メリット 3 無事故による割増引の引継OK!

- 他の保険会社・JA共済などの無事故による割増引きの引継ができます。
※一部引継できない共済があります。詳細は保険サービス部までお問い合わせください。

メリット 4 給料控除により現金不要!

- お申込時に、現金は不要です。
保険料は給料天引きだから、安心です。

メリット 5 退職後も引き続きご加入OK!

YKK社友会会員であれば、大口団体扱割引の対象です。引き落とし口座の設定を行います。

さらにお得な情報をご案内します!

ドラレコ特約*

いざというとき、助けてくれるつながるドラレコ 3つの機能で安心・安全な運転を支援します!

- ★かけつける! もしものときには「ALSOKかけつけ安心サービス」で安心を提供します。
- ★見守る! 運転中事故を未然に回避または軽減するために注意喚起します。
- ★分析する! 運転力を分析しレポートを表示します。

※正式名称: ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約

- ・「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。
 - ・「Driving!」とは「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」に付帯されるサービスの名称です。
- (注) 自動車専用道路(有料道路を含みます。)、山間部または島しょ部など一部かけつけできない場所があります。

Driving!ウェブサイトはこちらから



お申し込みは随時受付中!

お見積もりをご希望の方は保険証券・車検証をご用意ください。

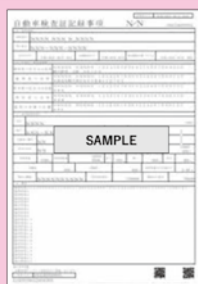
①お手持ちのスマートフォンのカメラ機能を使用して、保険証券と車検証を撮影してください。

現在ご加入の保険証券・継続証



★
代用可
満期案内申込書でも

自動車検査証(自動車検査証記録事項)



★
注文書でも代用可

※500万画素未満の場合、撮影(画像)サイズが720×1,280未満の場合、入力漏れがあった場合は適切にご案内できないことがあります。

※画像不鮮明等お見積りする際に確認事項が生じた場合はご連絡させていただくことがあります。

※メールで保険証券画像をお送りいただく際には、以下のような危険性があることをご承知いただいたうえでご送信をお願いいたします。

- ・送信メールアドレスが誤っている場合、第三者に保険証券画像が送信されることとなります。
- ・特にWi-Fi環境下等においては、保険証券画像を第三者に閲覧される可能性があります。

※なお、誠に申し訳ございませんが、メール送信時に発生したトラブルに関しては当社では一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

②下記より担当エリアのQRコードを読み取り、撮影した画像をメールにてお送りください。

★QRコードが読み取れない場合は、担当エリアまで直接メールでご連絡ください。

- メール件名: 見積もり依頼 ●メール本文: ①従業員番号 ②従業員氏名 ③日中の連絡先 (社内便・郵送でのご提出もOKです!)

QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

送付先 取扱代理店 YKKビジネスサポート株式会社 保険サービス部

北陸三県(富山・石川・福井)の皆さま

黒部保険センター

メールはこちらから→



〒938-0004
富山県黒部市飯沢6120-5
電話: 0765-54-8668 (内線:772-3950)
FAX: 0765-57-0146 (内線:772-3959)
メール: hoken@ykk.com

北陸三県以外の都道府県の皆さま

東京保険センター

メールはこちらから→



〒101-8642
東京都千代田区神田和泉町1番地 YKK80ビル3F
電話: 03-3864-2066 (内線:732-2066)
FAX: 03-3864-2067 (内線:732-2067)
メール: choken_tyo@ykk.com

●このページは「団体扱自動車保険制度」の概要を説明したものです。詳細については「自動車保険」のパンフレットをご覧ください。また、ご契約の際は「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」をご覧ください。

●団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

■個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた保険証券に記載の個人情報をもとに、お客さまニーズにあった自動車保険プランをご提案させていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報を損害保険代理店委託契約を締結している損保ジャパンに提供することにご同意のうえ、ご記入ください。

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

保険についてのご相談は

YKKビジネスサポート(株) 保険サービス部までお問い合わせください!

子供の自転車に
保険をかけたいんだけど…

退社した後って
保険はどうなるの??

一家で一台増車になるんだ。
保険料を抑える方法って
あるのかな?

自然災害が増えているけど
自分の火災保険って大丈夫?



ケガや病気の時のために
どれだけ備えておけばいいの?

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

受付時間（YKKビジネスサポート(株) 保険サービス部は
9:30~16:00、その他は9:00~17:00）
最新情報は、各ホームページをご確認ください。

取扱代理店

YKKビジネスサポート
株式会社
保険サービス部

黒部	〒938-0004 富山県黒部市飯沢6120-5	TEL(内線)	772-3950
		TEL(外線)	0765-54-8668
東京	〒101-8642 東京都千代田区神田和泉町1番地 YKK80ビル3F	TEL(内線)	732-2066
		TEL(外線)	03-3864-2066

引受保険会社 (幹事)	損害保険ジャパン株式会社 富山支店 魚津支社	〒930-0029 富山県富山市本町3-21	TEL(外線)	050-3788-5329
----------------	---------------------------	---------------------------	---------	---------------

ワイド傷害保険における保険会社等の相談・苦情窓口

保険会社との
間で問題を解決
できない場合
(指定紛争
解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：03-4332-5241（全国共通） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの
右記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証はWEBシステムにてご確認ください。また、2か月を経過しても加入者証がWEBシステムにて確認できない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までご照会ください。